平成２５年（フ）第２６号
千葉県流山市向小金１丁目378番地の１　南柏パークハウスＡ―703
債務者　岩内　保積
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３５号
千葉県柏市豊四季352番地７　マイキャッスル柏豊四季805号
債務者　亀井　優子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４９号
北海道小樽市稲穂５丁目12番７号
債務者　齋藤　信夫
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８９６号
仙台市宮城野区新田２丁目６番20号　第２北町荘203
債務者　渥美　明義
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８９７号
仙台市宮城野区新田２丁目６番20号　第２北町荘203
債務者　渥美まき子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９１８号
宮城県宮城郡利府町菅谷字産野原52番地１メゾンプリエール102号、従前の住所宮城県大崎市古川新田字川原前72番地１
債務者　森岡　　司
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９２５号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目33番地の３レオネクスト澁谷107
債務者　早坂　　満
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７３号
千葉県市原市潤井戸2299番地２
債務者　斎藤　興一
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８１号
千葉県船橋市宮本９丁目１番25―211号
債務者　竹田　　豪
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９１号
千葉市中央区新千葉３丁目16番13号コーポ双葉201号室、住民票上の住所千葉県市川市原木２丁目５番24号　カーサ・エイＢ棟102号
債務者　小野寺京子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０４号
千葉県船橋市二和西６丁目26番28号　コーポ茜102号
債務者　上野　競子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２０号
千葉県市原市八幡1696番地１　ガリバー106号
債務者　久次　俊也
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２５号
千葉県船橋市西船６丁目10番28号
債務者　山本　武志（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２８号
千葉市稲毛区小仲台６―11―１―313レオパレスパティオ、住民票上の住所千葉県佐倉市鏑木町1047番地32
債務者　村岡　　恵
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３４号
千葉市花見川区花見川４番２棟301号
債務者　久野　由美
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３８号
千葉県船橋市南三咲２丁目５番７―402号
債務者　篠田　芳枝
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３９号
千葉県船橋市南三咲２丁目５番７―402号
債務者　篠田　伸一
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係